

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「『価値ある時間』の創造と提供を通して、常に期待される企業集団を目指す」ことを企業理念としております。また、経営の基本方針として「株主重視の基本姿勢」、「ステークホルダーとの良好な関係の維持と、良き企業市民として持続可能な社会の発展に貢献すること」を掲げております。この基本方針の堅持に不可欠である「開かれた経営」、「透明な経営」を実現するために、コーポレートガバナンス体制の充実に常に念頭に置いた経営を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合の適切な設定】

当社では、取締役の報酬は、業績動向等を助案の上、代表権の有無、役位、役割・責任範囲、常勤・非常勤を考慮し、実績、経営に関する貢献度を評価して決定しております。これら報酬の中長期的な業績との連動については、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の諮問委員会の設置】

当社取締役会は、社外取締役3名を含む9名で構成され、すべての社外取締役が東京証券取引所の定める独立役員として指定されており、それぞれが豊富な経験と専門的知識を活かして、取締役会や各取締役に意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。

また、当社監査役会は、社外監査役4名を含む5名によって構成されており、これら4名の社外監査役は東京証券取引所の定める独立役員として指定されております。各監査役は、取締役会への出席や幹部社員との面談等を通じて、取締役の業務執行の監査を実施しております。

以上のように、独立役員から必要に応じて適切な関与・助言を得られていることから、任意の指名・報酬委員会などを設置しておりません。

なお、取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役等を構成員とする報酬委員会が取締役会からの委任を受けて決定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、事業の戦略や取引関係の維持・強化等により、中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に、当該取引先の株式の保有を検討することを基本方針としております。

また、個別の政策保有株式については取締役会で、毎年その中長期的な経済合理性と事業の戦略、取引関係の維持・強化によって得られる効果等を精査し、当該株式の保有の適否を検証することとしております。

なお、政策保有株式について、保有する意義や合理性が認められない場合には、市場への影響等に配慮した上で、縮減を進めます。

保有する株式の議決権行使に当たっては、投資先企業の経営方針や業績等を十分に尊重した上で、当社及び当該企業の中長期的な企業価値向上に資するか否かの観点に立って議案ごとの賛否を適切に判断しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社取締役との間で取引を行う場合には、法令に従い、「取締役会規則」において取締役会にて承認手続を経ることを定めております。

また毎年、当社取締役または監査役の関連当事者に関する調査票の提出を求め、当社及びその関係会社と関連当事者との取引の有無を確認しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金基金制度はありませんが、社員の安定的な資産形成を目的として、企業型確定拠出年金制度を導入しております。本制度導入に伴い、社員を対象とした資産運用に関するフォローアップセミナーを毎年開催しております。

【原則3-1 (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画】

当社グループの企業理念を、当社ウェブサイトにて公表しております。 <https://www.konami.com/corporate/ja/philosophy/>

また、経営戦略については、有価証券報告書及び事業報告にて開示しております。

なお、当社は現在、市場の変化が早く、将来の変動要素が大きい経営環境下において中長期的な目標を掲げることが株主に誤った投資判断を招くおそれがあることを考慮し、中長期的な定量目標を開示しておりませんが、こうした目標の開示についても引き続き検討してまいります。

【原則3-1 (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

当社グループでは、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、経営効率の向上と健全性の確保に向けて、実効的なコーポレートガバナンスの実現を常に念頭に置いた経営を推進しております。

【原則3-1 (iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続】

当社では、取締役の報酬は、株主総会の決議により決定した取締役報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定しております。個々の報酬額については、業績動向等を助案の上、代表権の有無、役位、役割・責任範囲、常勤・非常勤を考慮し、実績、経営に関する貢献度を評価して決定しております。

【原則3-1 (iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】

当社経営陣幹部並びに取締役・監査役候補の選任及び指名に当たっては、それぞれの候補として相応しい知識、経験、能力等のバランスに配慮し、取締役会の決議により決定しております。

また、取締役候補については、その経験、見識、専門性等に加えて、当社がゲーミング機器製造に関するライセンスを保有する米国ネバダ州をはじめとした世界各地のゲーミング事業規制の要件を満たすこと等を総合的に評価・判断して指名しており、監査役候補については、監査役会の同意を得て指名しております。

当社では、経営陣幹部の解任は、次の内容を総合的に勘案した上で、取締役会において判断するものとし、会社法の規定に基づいて行うものとします。

法令もしくは定款の規定に違反するなどの重大な不祥事が発生した場合
職務の遂行に著しい支障が生じる場合
選任の方針に定める資質、経営能力等に著しい不足が生じている場合
会社業績に著しい損害を生じさせたと認められる場合
事業の遂行に著しい支障を生じさせたと認められる場合

【原則3-1 (v) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明】

社外役員の個々の選任理由については、本報告書の「2.1[取締役関係]会社との関係(2)および[監査役関係]会社との関係(2)」に記載しておりますのでご参照ください。

また、取締役・監査役候補の選任、指名については、当社ウェブサイト及び株主総会招集通知に個人別の経歴を記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の決定】

当社は、純粋持株会社体制を採用し、取締役会の役割をグループ経営の基本方針の決定及び業務執行の監督と位置付け、経営と事業の執行を明確に分離しております。これにより経営のスピードを高めるとともに、最適な経営資源の配分を行うことで、グループの企業価値の最大化を図っております。

当社の取締役会で決議すべき事項については「取締役会規則」にて取締役会付議基準として定め、それ以外の事項については代表取締役をはじめとした業務執行取締役に委任して、迅速な経営判断を行える体制としております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が定めている「社外役員の独立性基準」は、本報告書の「2.1.その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、定款で定める12名、監査役は5名の員数の範囲内で、当社経営に必要な知識、経験、能力等のバランスに配慮しつつ、適切と思われる人員で構成することを基本的な考え方としております。

取締役については、その経験、見識、専門性等に加えて、当社がゲーミング機器製造に関するライセンスを保有する米国ネバダ州をはじめとした世界各地のゲーミング事業規制の要件を満たすこと等を総合的に評価・判断して選任しております。

また、社外取締役については、会社法上の社外性要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の資格と、当社の「社外役員の独立性基準」を満たすことを要件としております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況】

社外取締役及び社外監査役をはじめ、当社の取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間、労力を当社の取締役・監査役の業務に振り向け、兼職については合理的範囲に留めております。

なお、その兼任の状況については、毎年、株主総会招集通知や有価証券報告書にて最新の状況を開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価及びその結果の概要】

当社は、取締役会の実効性に関して、各取締役からの自己評価をベースとした分析・評価を行い、取締役会の運営に活かしております。

2018年度については、評価の結果、実効性が担保されていることが確認できました。

定性的意見等を踏まえ、取締役会の実効性向上に向け、今後の改善を検討してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、取締役、監査役に対して、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすために必要な知識の習得を目的とした外部セミナーへの出席、外部団体への加入、関連書籍の購入等を推奨するとともに、これらの費用については、適切な社内手続を経て当社にて負担することとしております。

また、社外取締役、社外監査役に対しては、適宜当社グループの事業所や関連する事業の展示会視察等の機会を設けて、当社グループで展開する事業に関する理解を深める機会を積極的に提供することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、インベスターレーションズ担当取締役及びインベスターレーションズ室が中心となり、株主との建設的な対話を促進するため、当社ウェブサイトへの情報開示を充実させるほか、四半期ごとの機関投資家を対象とした決算説明会の開催や、個別ミーティング、電話取材への対応等を行っております。

また、IRポリシーを制定し、当社ウェブサイトにて開示しております。

<https://www.konami.com/ir/ja/policy/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,471,000	18.83
一般財団法人上月財団	17,100,000	12.64
KOZUKI HOLDING B.V.	15,700,000	11.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,860,700	8.77

コウヅキキャピタル株式会社	7,048,596	5.21
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	3,610,600	2.67
株式会社三井住友銀行	2,017,734	1.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,573,400	1.16
ゴールドマン・サックス証券会社 BNYM	1,493,100	1.10
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,463,567	1.08

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2018年4月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、野村證券株式会社及びその共同保有者2社が2018年3月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は、以下のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
野村證券株式会社(460千株、0.32%)
NOMURA INTERNATIONAL PLC(82千株、0.06%)
野村アセットマネジメント株式会社(11,506千株、8.02%)

2018年11月28日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者6社が2018年3月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は、以下のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
ブラックロック・ジャパン株式会社(2,124千株、1.48%)
BlackRock Financial Management, Inc.(262千株、0.18%)
BlackRock Life Limited(145千株、0.10%)
BlackRock Asset Management Ireland Limited(548千株、0.38%)
BlackRock Fund Advisors(1,611千株、1.12%)
BlackRock Institutional Trust Company, N.A.(2,098千株、1.46%)
BlackRock Investment Management (UK) Limited(386千株、0.27%)

2019年1月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三菱UFJ信託銀行株式会社及びその共同保有者2社が2019年1月14日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は、以下のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
三菱UFJ信託銀行株式会社(3,076千株、2.14%)
三菱UFJ国際投信株式会社(3,549千株、2.47%)
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(608千株、0.42%)

2019年3月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者1社が2019年2月28日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の内容は、以下のとおりであります。

【氏名又は名称(所有株式数、発行済株式総数に対する所有株式数の割合)】
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(3,209千株、2.24%)
日興アセットマネジメント株式会社(7,331千株、5.10%)

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、2000年1月に日本企業としては初めて、米国ネバダ州のゲーミング機器製造・販売ライセンスを取得し、現在では北米、豪州、アジアなど、世界の主要ゲーミング市場におけるライセンスを取得しております。ゲーミング機器製造・販売ライセンスは厳しい審査、特に厳格なコンプライアンス順守を継続的に求められるため、これらを維持していくためには、グループ社員全員にコンプライアンスの重要性を徹底周知させていく努力が必要であります。

全てのステークホルダーからの信頼を獲得できるよう、今後も引き続きグローバル・スタンダードを意識した経営を進めてまいります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
弦間 明	他の会社の出身者											
山口 香	学者											
久保 公人	その他											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
弦間 明	○	_____	弦間氏は株式会社資生堂で代表取締役社長、同会長を歴任され、一般社団法人日本取締役協会の副会長を務める等の豊富な経験と高い見識を有しており、当社の社外取締役として、取締役会において中立的な立場からの有益な意見を頂いていることから、独立役員として指定するに相応しいと判断するものです。

矢代 隆義	その他																			
川北 力	その他																			
島田 秀男	他の会社の出身者																			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸岡 稔	○	——	丸岡氏はグローバル企業での財務経理部門の責任者としての豊富な経験と実績を有しており、客観的な立場からの監査による当社コーポレートガバナンスの強化が期待できることから、独立役員としての指定に相応しいと判断するものです。
矢代 隆義	○	——	矢代氏は警視總監等を歴任され、監査業務に求められる豊富な経験と高い見識を有しており、公平公正かつ的確な監査による当社コーポレートガバナンスの強化が期待できることから、独立役員として指定するに相応しいと判断するものです。
川北 力	○	——	川北氏は長年にわたり財務省の重要な職務及び国税庁長官等を歴任され、監査業務に求められる豊富な経験と高い見識を有しており、公平公正かつ的確な監査による当社コーポレートガバナンスの強化が期待できることから、独立役員として指定するに相応しいと判断するものです。
島田 秀男	○	島田氏は、2011年4月まで当社の主要取引先である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありました。	島田氏は長年にわたる金融機関での経験と高い見識が当社の監査に活かされるものと判断したことから、独立役員として指定するに相応しいと判断するものです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	7 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、全ての社外役員を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

なお、社外取締役・社外監査役候補者については当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることを条件として指名しております。

< 社外役員の独立性基準 >

当社は、社外取締役及び社外監査役(以下、「社外役員」という。)が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目いずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

1. 現在または過去10年間に於いて、以下に該当する者

(1) 当社及びその連結子会社(以下、「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)

2. 現在または過去5年間に於いて、以下のいずれかに該当する者

(1) 当社グループの大株主(注2)もしくは当社グループが大株主である者またはその業務執行者

(2) 当社グループとの一事業年度の取引額が、当社グループまたは当該取引先のいずれかの連結売上高の2%を超える取引先またはその業務執行者

(3) 当社グループの借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先またはその業務執行者

3. 現在または過去3年間に於いて、以下のいずれかに該当する者

(1) 当社グループの会計監査人またはその社員等である者

- (2) 当社グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を受けた者またはその連結売上高の2%を超える報酬を受けた団体に所属する者
- (3) 当社グループより当該寄付先の年間総収入の2%を超える寄付を受けた者または受けた団体に所属する者
- (4) 当社グループから取締役を受け入れている会社またはその親会社または子会社等の業務執行者
4. 上記1.、2. および3. に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
5. その他、実質的な利益相反が生じるおそれがある者

(注1) 現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人(以下、「業務執行者」という。)及び過去に当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。なお、社外監査役においては、非業務執行取締役を含む。

(注2) 総議決権の10%以上の株式を保有する者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

期間の成果を反映した報酬体系としているため。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、総額の限度額を株主総会の決議により決定した上で、報酬委員会が取締役会からの委任を受けて、限度額の範囲内で個別の報酬額を決定しております。個別の報酬額決定にあたっては、業績動向等を勘案の上、代表権の有無、役位、役割・責任範囲、常勤・非常勤を考慮し、実績、経営に関する貢献度を評価して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

専任の担当者を設け、毎週1回社内・業界情報の提供を行うほか、その他情報伝達の補助を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	0 名
--------------------------	-----

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は2006年3月より持株会社体制に移行し、取締役会の役割を、グループ経営の基本方針と戦略の決定及び業務執行の監督と重要事項の決定と位置付け、経営と事業の執行を明確に分離しております。これにより経営のスピードを高めるとともに、最適な経営資源の配分を行うことで、グループの企業価値の最大化を図っております。

当社の取締役会は社外取締役3名を含む9名で構成されており、すべての社外取締役が東京証券取引所の定める独立役員として指定されております。これら独立役員でもある3名の社外取締役は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと当社が判断した取締役であり、その他の6名の取締役とともに、取締役会での重要事項の決定に際して適切な判断を行える体制としております。

また、当社の監査役会は社外監査役4名を含む5名によって構成されており、これら4名の社外監査役は東京証券取引所の定める独立役員として指定されております。各監査役は、取締役会への出席や幹部社員との面談等を通じて、取締役の業務執行の監査を実施しております。

なお、当社は、各社外役員との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

このほか、当社の企業活動全般における法令順守の徹底及び当社グループのコンプライアンス統制を図るための組織としてコンプライアンス委員会を、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを一元的に把握し適切に対処するための組織としてリスクマネジメント委員会を、また、当社グループの強みを活かし、本業を通じて積極的にCSR(企業の社会的責任)活動を進めるための組織としてCSR委員会をそれぞれ設置しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、上記「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項」に記載した体制を採用することにより、業務の適正や経営の透明性が確保されているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	パソコンやスマートフォン・携帯電話からの電磁的方法による議決権の行使を導入
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJの機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(全文)の英訳版を作成
その他	招集通知の発送に先駆け、当社および東京証券取引所のウェブサイトにおいて招集通知の早期開示を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページ上でIRポリシーを掲載	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	四半期に1回開催	なし
IR資料のホームページ掲載	https://www.konami.com/ir/ja/ (グループ報告書、決算短信、決算発表資料、株価情報等)	
IRに関する部署(担当者)の設置	インベスターリレーションズ室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立 場の尊重について規定	経営の基本方針のひとつとして、「ステークホルダーとの良好な関係の維持と、良き企業市民として持続可能な社会の発展に貢献すること」を掲げており、この基本方針を「コナミグループ企業行動規範」や「コナミグループ役職員活動指針」に盛り込んでおります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、グループ全体で積極的にCSR活動に取り組んでおり、その詳細は当社ホームページに掲載しております。 詳細は以下URLをご参照下さい。 https://www.konami.com/socialsupport/ja/
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	IRポリシーをはじめ、当社は、公平な情報開示を行ってまいります。このため、所定の情報開示手続きを行うことに加え、ウェブサイトでの情報開示を充実させることにより、情報開示の公平性、即時性の強化に努めてまいります。
その他	当社グループでは、多様な国籍・性別・年齢・文化を持つ社員を採用しており、実績や能力・資質等の観点から適性があると考えられる者を役職者に登用しております。 なお、女性の活躍状況については、当社で女性取締役1名を選任していることに加え、グループ各社の主要部門にて多数の女性管理職が活躍しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社における内部統制及びリスク管理に係る体制の主な内容は、次のとおりです。

(1) 当社及びその子会社からなる企業集団(以下、「当社グループ」という。)の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社では、高い倫理性に基づいた企業活動の実現のため「コナミグループ企業行動規範」を制定し、その具体的な指針として「コナミグループ役員活動指針」を定め、「コナミグループコンプライアンス規程」を整備することで法令順守の重要性を掲げるとともに、それらの内容を当社グループ役員に周知します。

(ii) 当社グループ役員員の法令順守の実効性を高めるための組織として、当社にコンプライアンス委員会を設置します。

(iii) 違法行為に対するけん制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図ります。

(iv) 当社グループ役員員に対して、反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当な要求に対しては警察等とも連携のうえ、毅然とした態度で臨むことを徹底します。

(2) 当社グループにおける職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

(i) 当社取締役の職務執行に係る情報については、情報管理に関する規則・規程類を整備し、重要文書の特定や保管形態を明確化して、適切に保存・管理します。

(ii) 当社子会社の職務執行に係る情報については、「関係会社管理規程」を整備し、各子会社から重要な経営情報その他必要な情報を当社に報告することを定めます。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) 当社グループ全体に係るリスクの防止及び損失の最小化を図ることを目的に「コナミグループリスクマネジメント規程」等を整備します。

(ii) 当社及び主要な子会社に、リスクを一元的に把握し適切に対処するための組織としてリスクマネジメント委員会等を設置します。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各部門の担当職務内容及び職務権限を明確にするため、当社においては職務分掌及び職務権限に関する規程を整備し、各子会社においてもこれに準拠した体制を構築します。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(i) 持株会社である当社は、グループ各社の適正かつ調和の取れた業務運営の確保のため、適切な議決権行使等の手段を通じて、グループ全体の業務運営を管理します。

(ii) 内部統制システムの整備、リスク管理、コンプライアンス等においてはグループ全体で統一的な対応を実施し、グループ一体経営の確立を図ります。

(iii) 当社監査役は、定期的に各子会社の監査役と「グループ監査役会」を開催し、適宜必要な連携を行うことで、グループ監査体制を構築します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人(以下、「補助使用人」という。)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助使用人を置くことを要請した場合は、内部統制室構成員等、補助業務に十分な専門性を有する者を配置します。

(7) 補助使用人の当社取締役からの独立性及び監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(i) 監査役は、配置すべき補助使用人の選任、考課等に関して意見を述べるができるものとします。

(ii) 配置された補助使用人は、その補助業務に関しては監査役の指揮命令下で遂行することとし、取締役からの指揮は受けないものとします。

(8) 監査役への報告に関する体制

(i) 当社グループ役員員が当社監査役に報告すべき事項を定める基準を制定し、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については、内部通報制度等により直接社外監査役に報告することができる体制としています。

(ii) 当社グループ役員員からの内部通報については、法令または社内規則等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止します。

(9) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(i) 監査役の職務執行に関して毎年、一定額の予算を設けます。

(ii) 監査役がその職務執行について、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見やアドバイスを依頼することができるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「コナミグループ企業行動規範」において、「法令順守の徹底」及び「倫理的な行動の実践」を行うことを規範としており、具体的には「コナミグループ役員活動指針」において、コンプライアンスの順守及び反社会的勢力排除に向けた取り組みについて規定し、これらを当社グループ全役員員

に周知徹底しております。

また、反社会的勢力から圧力を受けた場合には、「コナミグループリスクマネジメント規程」に基づいて報告を行い、リスクマネジメント委員会が中心となって、適切な対応を行うこととしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制の概要は以下のとおりです。

当社は、当社グループ全役職員に適用される「コナミグループ役職員活動指針」において、投資者に適時・適切な会社情報の開示を行うことを基本方針として定めております。

また、重要事項の発生や決定に際しては、担当の取締役または部門長は当該事項を取締役会等の会議体に付議または報告します。

情報取扱責任者は、当該事項が証券取引所の定める適時開示規則に該当する場合、速やかに東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)への登録を行うほか、当社ホームページへの掲載を行うことで、情報開示の公平性、即時性の強化に努めております。

